

「本宮山県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更（案）」に対する意見の概要と県の考え方

<意見募集期間>

平成25年12月25日（水）から平成26年1月24日（金）まで

<意見提出者等>

- 1 意見提出者数 3名（ファックス1名、電子メール2名）
（個人3名 団体0名）
- 2 延べ意見件数 7件（個人7件 団体0件） （県内7件 県外0件）

意見の概要	県の考え方
本宮山及びその周辺地域の自然や景観を、多くの人が訪れて楽しんでもらう部分と、保全すべき部分を明らかにして管理、整備をはかっていただきたい。	自然公園は、地域の自然環境を守る観点から、特別地域、普通地域に区分され、地域ごとに規制を受ける行為を定めています。 公園の利用を促進する施設を整備する場合、風致景観上支障のない範囲内において、より多くの方に利用していただけるよう整備する者に対し指導してまいります。 なお、ご意見は関係市と情報の共有を図り、今後の施策の参考にいたします。
本宮山山頂付近のシカの増加に伴う下層部の植生の変化が危惧されます。	特定鳥獣保護管理計画に基づき、本県の鳥獣行政担当及び関係市と連携し、シカの保護管理に努めてまいります。
新東名の工事及び開通、上流部でのダム建設等、今後さらなるこの地方の環境変化が見込まれます。景観の変化や、人や外来種の侵入、水質や水量の変化に一層の注意が必要と思えます。	自然公園内における開発等の行為を行う場合には、事前に自然公園法又は愛知県立自然公園条例に基づく許可又は届出を行う必要があります。 許可申請等があった場合には、自然公園法等に基づき適切に審査して参ります。
本宮山県立自然公園は溪谷美に優れているところなので、もっと利用しやすいように利用施設を整備してほしい。	公園の利用を促進する施設を整備する場合、風致景観上支障のない範囲内において、より多くの方に利用していただけるよう整備する者に対し指導してまいります。
旧作手地区の湿地は貴重なものであり、保護されるようにしてほしい。	長ノ山湿原については、従来より県及び新城市が保護・管理を行っております。作手地区のその他の湿地については、各湿地の所有者等が保護・管理を行っております。
本宮山県立自然公園は、溪谷美に恵まれ、四季を通して自然とふれあうことができる。中でも、くらがり溪谷は県下No.1のハイキングコースといっても過言ではありません。本宮山頂始め公園内に利用者のための施設整備を図ってほしい。	闊苧溪谷には、駐車場、野営場、宿舎、公衆便所、休憩所、園地及び給水施設が整備されており、本宮山山頂には、駐車場及び園地が整備されております。 公園計画書案では、闊苧国有林内の公衆便所及び給水施設を削除するとしておりますが、計画上の位置づけを削除するのみであり、施設は存続します。 なお、ご意見は関係市と情報の共有を図り、今後の施策の参考にいたします。
公園活用のための宣伝及び広報活動の充実。	今後も関係市と連携し、ホームページ等により、県民の皆様自然公園の魅力等を広くお伝えしてまいります。